

# 令和8年度 福島区善意銀行 募集要領

福島区善意銀行は区内の福祉の増進を図るための事業や活動に対し、助成します。

|      |  |
|------|--|
| 対象団体 | 区内の福祉施設・団体・NPO・ボランティアグループ  |
| 対象事業 | 福島区内で実施される福祉に関する事業や活動に対し、1事業への助成金<br>(ただし、経常経費は除く)   |
| 選考基準 | ①社会福祉の充実・向上に、波及効果が期待されるもの<br>②緊急性が高いもの<br>③推進体制が確立していて、自己資金調達の努力をしているもの<br>④今日の福祉ニーズに対応した内容で、継続性の高いもの                                |
| 受付期間 | 令和8年4月6日(月) ~ 4月18日(土)   |
| 申請方法 | 所定の申請用紙(様式2-1)に、必要事項を記入し添付書類を添えて、事務局(福島区社会福祉協議会)へ提出してください。(郵送不可)<br>※申請用紙は、事務局で配布。ホームページでダウンロード可。                                    |
| 助成金額 | 一事業につき、20万円を上限とします。(10%の自主財源必要)  |
| 審査   | 善意銀行運営委員会で審査決定し、通知(様式3)します。<br>(ただし、一部減額・不交付になる場合もありますので、ご了承ください)  |
| 払出日  | 審査決定後、すみやかに払出予定  |
| 完了報告 | 事業終了後1ヶ月以内に、報告書(様式4)に添付書類を添えて提出してください。申請と異なる報告・報告書の未提出の場合は、交付をキャンセルすることもあります。  |
| お問合せ | 社会福祉法人 大阪市福島区社会福祉協議会<br>福島区善意銀行運営委員会 事務局<br>〒553-0001 大阪市福島区海老江 6-2-22<br>福島区在宅サービスセンター(あいあいセンター)内<br>☎06-6454-0531 FAX.06-6454-6331 |